



JAS構造材実証支援事業募集中！

(1次募集期間：4/11～5/25)

1 事業内容

柱や梁・桁などの構造部材にJAS構造材を使用し、長屋、共同住宅、店舗、事務所などの建築物を新築又は増改築する場合、JAS構造材の材料費及び調達費を施工業者に助成する制度です。

ポイント

構造用集成材は
中段面以上の条件が
無くなりました

JAS構造材	必須要件 (構造部に使用)	助成対象
①機械等級区分構造用製材	柱、梁桁、土台、トラスのいずれか一部に使用	(1) 構造部に使用する JAS 構造材 (①～⑤) +
②2×4工法製材	柱、壁、床、屋根、横架材のいずれか一部に使用	
③構造用集成材	〃	
④構造用LVL (単層積層材)	〃	
⑤CLT (直交集成材)	〃	
構造用合板・構造用パネル	構造部にJAS構造材①～⑤が使用されている (階毎)	(2) 構造用合板及び構造用パネル

○助成金の上限 (例)

- ①JAS構造材 (CLTを除く) : 材積量 × 66,000 円 / m³ ←アップ!!
- ②CLT : 材積量 × 140,000 円 / m³

(例：事務所)

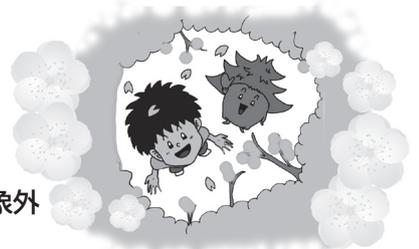
機械等級区分製材 20m³、構造用集成材 5m³、合板 1m³ (材料及び調達費 100,000 円) 使用

助成金 JAS構造材 : (20m³ + 5m³) × 66,000 円 / m³ = 1,650,000 円

合板 分 : 1m³ × 100,000 円 / m³ × 1/2 (補助率) = 50,000 円

ポイント

助成金
単価のアップ



2 主な申請要件

- ・ 建築確認申請の建築主が国に該当しない建築物
- ・ 3階以下の建築物で戸建ての居住専用住宅及び事業用併用住宅と宗教施設は対象外
- ・ 基礎より上部の建築工事に国からの助成を受けていないもの
- ・ 延べ床面積が10m²を超える建築物

3 事業の流れ 事業申請には建築確認申請の受付印が必要です

①活用宣言事業

宣言の申請 → 登録

②JAS構造材実証支援事業

事業申請 → (事業開始) → 交付申請 → 助成金交付
1次募集 4/11～5/25 ※結果通知後 (受付終了 9/30)

4 申請先等

問合せは千葉県木材振興協会へ TEL : 0475-53-2611

活用宣言事業 (一社)全国木材組合連合会 : TEL 03-6550-8540

実証支援事業 (一社)千葉県木材振興協会 : TEL 0475-53-2611

5 申請の際は、公募要領を確認してください

(一社)全国木材組合連合会 : TEL 03-6550-8540

JAS構造材利用拡大事業 で 検索

6 2次募集が6月に予定されています